



第1章

はじめに

第1章 はじめに

1 「子どもかがやきプラン」の策定

近年、特別支援（養護）学校や特別支援（特殊）学級に通う児童生徒が増加する傾向にあり、障がいの重度・重複化が顕著になってきています。

こうした状況を踏まえ、岐阜県においては、平成18年3月に、障がいのある幼児児童生徒が、就学前から卒業後まで、地域の中で力強く生きていくことができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を推進することを目的とした「～一人一人の可能性を引き出す自立支援教育～子どもかがやきプラン」を策定しました。（P103を参照）

現 状

- 特別支援（養護）学校の児童生徒数が増加し、教室不足が深刻化
- 障がいの重度化・重複化が顕著
- 自宅からの通学時間が長時間
- 小・中学校の特別支援（特殊）学級在籍児童生徒の増加
- 高等部における軽度知的障がい生徒の増加

子どもかがやきプランにおいては、「地域の子どもは地域で育てたい」「地域の特別支援（養護）学校に通いたい」といった子どもや保護者の願いに応えるため、特別支援（養護）学校を12校から20校になるよう整備することとしました。

子ども・保護者の願い

- 地域の子どもは地域で育てたい
- 障がい種別ごとの学校ではなく、地域の特別支援（養護）学校に通いたい
- 就学前から卒業後まで、一貫した教育・支援を受けたい
- 特別支援（養護）学校が地域（小・中学校等）のセンターとして機能して欲しい
- 職業的自立のための専門教育を受けたい

特別支援（養護）学校の整備や特別支援教育体制の整備を推進するため、「特別支援（養護）学校整備 基本方針」に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実するための教育環境整備に取り組んでいます。

平成20年4月には、岐阜本巣特別支援学校、海津特別支援学校を新設するとともに、可児市立南帷子小学校内に東濃特別支援学校可茂分教室、恵那特別支援学校に高等部を設置しました。さらに、平成21年4月には、揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校（高等部より順次入学）を開校することとなりました。

特別支援（養護）学校整備 基本方針

- ①「地域化」 地域ごとに適正配置する
「地域の子どもは地域で育てる」ことを目標に整備
- ②「総合化」 多様な障がいに対応できる特別支援（養護）学校を整備する
知的障がい、肢体不自由、病弱等、どの障がいにも対応
- ③「一貫化」 小・中・高等部の整備により一貫した教育を行う
すべての特別支援（養護）学校に高等部を設ける
- ④「センター化」 地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす
小・中学校等への支援（研修・相談・情報提供等）
- ⑤「専門化」 社会的自立のため専門教育を充実する
高等部における職業教育の充実や高等特別支援（養護）学校の新設

〔平成20年4月に開校した岐阜本巣特別支援学校〕



岐阜本巣特別支援学校開校式の様子
(平成20年4月9日)

〔平成20年4月に開校した海津特別支援学校〕



海津特別支援学校開校式後に行われた保護者懇談会の様子（平成20年4月9日）



恵那特別支援学校高等部開部式の様子（平成20年4月8日）



東濃特別支援学校可茂分教室設置式の様子（平成20年4月8日）

2 特別支援教育制度のスタート

平成19年4月、学校教育法等の一部を改正する法律（通称特別支援教育法）^{*1}の施行により、「特別支援教育^{*2}」が本格的にスタートしました。

これまでの「特殊教育」では、障がいの種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場で指導を行うことにより、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれていました。

一方、今回創設された「特別支援教育」は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

つまり、障がいの程度等により「場」を特定した「特殊教育」から障がいのある幼児児童生徒一人一人の「教育的ニーズ」に応じた「特別支援教育」へと大きな転換が図られることとなりました。これは、昭和22年の学校教育法制定による戦後の新たな「特殊教育」制度成立以来、約60年ぶりの一大改革であり、学校教育法の改正に先駆けて平成18年12月22日に改正施行された教育基本法（平成18年法律第120号）においても、「第4条第2項 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないこと。」と新たに規定され、障がいのある子どもに対する教育の大きな転換期を迎えることとなりました。

今回の改正の趣旨を踏まえ、平成19年4月1日から、岐阜県立の養護学校の名称を「特別支援学校^{*3}」に改めました。また、各小・中学校の特殊学級の名称も「特別支援学級^{*4}」に変更されました。

子どもかがやきプランにおいても、障がいのあるすべての幼児児童生徒やその保護者に対して、各地域で就学前から卒業後まで一貫した支援を行うこととし、個別の教育支援計画^{*5}の策定や特別支援教育コーディネーター^{*6}の養成、特別支援学校における研修、教育相談の実施等、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

学校教育法改正のポイント

（1）特別支援学校の創設

障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、これまでの「盲学校」「聾学校」「養護学校」を、すべての障がい種別に対応することができる「特別支援学校」に一本化する。

（2）特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める。

（3）小・中学校等における特別支援教育の推進

「特殊学級」の名称を「特別支援学級」と改めるとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、LD・ADHDを含む教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う。

*1 学校教育法等の一部を改正する法律（通称特別支援教育法）

平成18年法律第80号。平成18年6月21日に公布され、平成19年4月1日に施行された。「等」とは、「学校教育法」の他、「教職員免許法」、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等を指す。

「近年、児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められているという状況に鑑み、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小中学校等における特別支援教育を推進すること等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図るものである。」

（「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」平成18年7月18日 文部科学事務次官通知）

*2 特別支援教育

「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」

（「特別支援教育の推進について」平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知）

*3 特別支援学校

平成19年4月1日に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」により、これまでの盲学校、聾学校、養護学校が「特別支援学校」に一本化された。目的として以下のように規定されている。

「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。（第72条）」

*4 特別支援学級

「特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童のために編制された少人数の学級であり、児童の障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われている。」

（「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」平成20年6月 文部科学省）

*5 個別の教育支援計画

「特別支援教育においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。」

（「特別支援教育の推進について」平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知）

*6 特別支援教育コーディネーター

「各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員であり、学校長が指名し、校務分掌に明確に位置付けること。」

（「特別支援教育の推進について」平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知）